

視覚障害者

I 具体的な改訂改善事項と重点事項

1 第2章 ねらい及び内容等（幼稚園部）

* 新設事項 太字変更・追加

重点・変更

（1）第2章ねらい及び内容等

（第2章 幼3ページ）

第2章ねらい及び内容等	改訂のポイント・補足説明 【解説書① p60～p62】
<p>各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。ただし、自立活動については、（後略）指導を行うことについて配慮する必要がある。</p>	<p>幼稚園における教育の領域は、小学部の教科とは異なるので、自立活動の内容に重点を置いた指導は別として、領域別に教育課程を編成したり、特定の活動と結び付けて指導したりするなどの取扱いをしないようにしなければならない。</p> <p>領域の「ねらい」と「内容」の取扱いに当たっては、このような幼稚園における「領域」の性格とともに、自立活動以外の領域の冒頭に示している領域の意義付けを理解し、各領域の「内容の取扱い」を踏まえ、適切な指導が行われるようにしなければならない。</p>

2 第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項

（1）一般的な留意事項

（第3章第1の9 幼5～6ページ）

家庭や地域社会との連携	改訂のポイント・補足説明 【解説書① p100～p102】
<p>9 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、学校生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。</p>	<p>家庭との連携に当たっては、情報交換の機会や保育参加などを通じた保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることが考えられる。情報交換は、日々の中で幼児の様子や幼児の成長の姿を伝え合うことが大切である。また、保育参加などを通じて、幼稚園における教育を具体的に理解することができるとともに、保護者が幼児と体験や感動を共有することで、幼児の気持ちや言動の意味に気付いたり、幼児の発達の姿を見通したりすることにつながる。幼稚園においては、様々な機会を通して家庭との連携を図るとともに、保護者が幼稚園における教育や幼児の発達の道筋、幼児とのかかわり方への理解が深まるよう配慮することが大切である。</p> <p>また、障害のある幼児を受け止めるに当たって、保護者が精神的な援助を必要とする場合もあるので、教師は、その支え手となるとともに、保護者同士が連携協力を図ることができるように努める必要がある。</p>

（2）特に留意する事項

（第3章第2の5 幼6ページ）

教育時間終了後等の教育活動	改訂のポイント・補足説明 【解説書① p111～p113】
<p>5 教育課程に係る教育時間の終了後等に幼児を対象に教育活動を行う場合は、第1章の第1に示す幼稚園における教育の基本及び第2に示す幼稚園における教育の目標を踏まえて実施すること。その際、幼児の心身の負担、教育課程に基づく活動との関連、家庭との緊密な連携などに配慮すること。</p>	<p>このことについては必ずしも教育課程に係る教育時間に行う活動と同じように展開するものではないが、幼稚園教育要領の目標を踏まえ、幼稚園の教育活動全体が、一貫性をもったものとなるようにすることが大切である。</p> <p>実施に当たっての配慮事項は次の通り。</p> <p>① 心身の負担が少なく、無理なく過ごせる工夫。</p> <p>② 教育時間中における活動を考慮して教育課程に係る教育時間終了後等の教育活動を工夫。</p>

③ 家庭と緊密な連携を図ること。

(第3章第2の7 幼6 ページ)

視覚障害の幼児への指導	改訂のポイント・補足説明【解説書① p115～p116】
<p>(1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握し、活発な活動が展開できるようにすること。</p> <p>また、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすること。</p>	<p>視覚に障害のある幼児が自分で判断したり、確かめたりすることができる<u>遊具や用具</u>、素材を創意工夫し、興味や関心をもって<u>主体的に働き掛けていくことができる環境</u>を用意することが大切となる。</p> <p>視覚に障害のある幼児は、バーバリズム＝唯言語主がしばしばみられる。幼稚部の段階から、<u>身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、基礎的な概念の形成を図ることが大切である</u>。さらに、幼稚部の教育においては、<u>教育相談との関連を図りながら指導することが重要である</u>ら、今回の改訂において、「<u>早期からの教育相談との関連を図り</u>」を留意事項として新たに加えた。</p> <p>視覚に障害のある幼児に適した環境の設定や指導方法を工夫し、指導の効果を高めるための留意事項。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自分から<u>積極的に体を動かし</u>、<u>活発に活動</u>できる。 ② <u>手を使って物を観察</u>したり、<u>作ったり</u>できる。 ③ <u>興味や関心をもって意欲的に取り組む</u>ことができる ④ <u>状況に応じて人々に働き掛ける</u>ことができる ⑤ <u>言葉を用いることができる</u> ⑥ 全体をイメージしたり、部分の状態を確かめたりする<u>観察の方法を身に付ける</u> ⑦ <u>一人で安全に歩いて行く</u>ことができる ⑧ <u>積極的に見ようと</u>する態度を育てる <p><u>豊かな視覚的経験</u>を積む</p>

II 小学部・中学部学習指導要領案

1 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

(第1章第2節第2の1 小・中2 ページ)

内容の取扱いの原則	改訂のポイント・補足説明【解説書① p165～p169】
<ol style="list-style-type: none"> 1 2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。 2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。 3 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。 	<p>各学校において教育課程を編成、実施する際には、学習指導要領の各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、第2章以下に特に示している場合を除き、<u>必ず取り扱わなければならない</u>。</p> <p><u>学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である</u>(学習指導要領の「基準性」)。ただし学習指導要領に示している内容と全く関連のない事柄を脈絡無く教えることは避けなければならない。</p> <p>各教科等の学年別の内容に掲げる事項は、その順序は、特に示す場合を除き、<u>指導の順序を示すものではない</u>。したがって、各学校においては、<u>発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序やまとめ方に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である</u>。</p> <p>各学校においては、これらの教科等の目標及び内容</p>

- 4 小学部において、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。
- 5 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。

に示している指導事項を十分検討するとともに、地域や学校及び児童の実態を考慮し、2学年間を見通した適切な指導計画を作成し効果的な指導ができるようにする必要がある。いずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりして、確実に身に付けるようにすることが大切である。

特別支援学校の中学部においても、中学校における改訂を踏まえ、同様の選択教科については、学校教育法施行規則規則第73条及び別表第2において定める標準授業時数の枠外において各学校において開設し得ることとした。(学校教育法施行規則第127条)。

2 授業時数等の取扱い

(第1章第2節第3の1 小・中3ページ)

第3 授業時数等の取扱い	改訂のポイント・補足説明 【解説書① p173～p186】
<p>1 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする</p>	<p>各学年の総授業時数は、小学校及び中学校に準ずることから、別表第1及び別表第2に標準として示された総授業時数を、<u>年度当初の計画の段階から下回って教育課程を編成することは、学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない</u>。</p>
<p>3 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。</p>	<p>授業時数を標準として示さないからといって、<u>自立活動の時間を確保しなくてもよい</u>ということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。また、自立活動の時間に充てる授業時数を、学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に加えると、小学校又は中学校の総授業時数を上回ることもある。こうした場合には、児童生徒の実態及びその負担過重について十分考慮し、<u>各教科等の授業時数を適切に定めることが大切である</u>。</p>
<p>6 (前段略)なお、中学部においては、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる</p>	<p>中学部において、<u>当該教科の担任以外の学級担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会う場合、一定の要件のもと、年間授業時数に算入できることを明確化したものである</u>。小学部においては教育的な配慮に基づいた判断に基づき、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行った場合、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることは可能である。</p>
<p>8 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果</p>	<p>総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に<u>特別活動の代替を認めるもの</u>であって、特</p>

が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもない。

3 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(第1章第2節第4の1の(3) 小中4ページ)

指導内容のまとめ方や重点の置き方	改訂のポイント・補足説明 【解説書① p187～p194】
(3) 各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。	指導内容の増加は抑制し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着やその活用を図る学習活動の充実を重視することとしており、質・量両面での充実が必要であるとの考え方に立っている。このような観点から「 <u>教材等の精選を図る</u> 」ことを削除したものである。

(第1章第2節第4の1の(5) 小中4ページ)

個別の指導計画の作成	改訂のポイント・補足説明 【解説書① p193～p194】
(5) 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。	具体的な個別の指導計画を、各教科や道徳などについても作成するが、学級等ごとに児童生徒に共通する指導目標や指導内容を定めて指導が行われる場合には、例えば、 <u>児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記する</u> などして、 <u>学級等ごとに作成する指導計画を個別の指導計画として活用すること</u> なども考えられる。

4 教育課程実施上の配慮事項

(第1章第2節第4の2 小中4ページ)

重複障害者の指導	改訂のポイント・補足説明 【解説書① p197～p224】
(2) <u>複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒については、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。</u>	特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進み、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援が求められている。そこで、今回の改訂では、これらの児童生徒に応じた指導を一層推進するため、 <u>重複障害者に対する配慮事項を新たに示した。</u>
(3) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童又は生徒の言語活動を充実すること。	<u>言語環境をはじめ学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要である。特に、小学部の段階では、教師の話し言葉などが児童の言語活動に与える影響が大きいので、それを適切にするよう留意することが大切である。また、中学部では、国語科の指導においてはもとより、その他の教科等においても、生徒による発表、討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行わせ豊かな言語能力を養っていくよう配慮していくことが大切である。</u>
(5) 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童生徒理解を深め、生徒指導の充実を図ること。また、中学部においては、生徒が	<u>教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならないものである。</u> 進路指導を効果的に進めていくためには、校長をはじめ

自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

(7) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。

(10) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、その基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。また、児童又は生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を創意工夫するとともに、学習環境を整え、指導の効果を高めるようにすること。

(12) 児童又は生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

(16) 小学校又は中学校等の要請により、(中略)、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

め全教職員の共通理解を図るとともに、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学校全体として協力して進めることが重要である。さらに、個別の教育支援計画を活用しながら、保護者とともに地域社会や福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図って取り組むことが重要である。特に、労働関係機関等と連携を図り、生徒や保護者に対して適切な時期に必要な情報を提供できるようにすることが重要である。

指導に当たって、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、自主的に学ぶ態度をはぐくむことは、学習意欲の向上に資することから、今回特に規定を新たに追加したものである。

特別支援学校においては、児童生徒の学習を効果的に進めるため、児童生徒の障害の状態等に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫するとともに、それらを活用しやすい学習環境を整えることも大切である。

弱視の児童生徒には障害の状態に合わせて、各種の弱視レンズや拡大教材映像装置、文字を拡大するソフトウェア等を活用したり、文字や図の拡大教材や書見台を利用したりすることなどの工夫がみられる。これらのコンピュータ等の教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの教材・教具について慣れ親しみ、絶えず研究するとともに、校内のICT環境の整備に努め、児童生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。

障害のある児童生徒の学習を評価する場合、障害の有無にかかわらず、児童生徒は様々な可能性を有していることから、多様な観点から児童生徒をとらえ、その可能性を見い出すことも大切である。

特別支援教育に関するセンター的機能に関しては、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、6点にわたって示している。

特別支援学校のセンターとしての役割においては、在籍する児童生徒に対する教育を今後一層充実するとともに、それぞれの地域の実態を適切に把握して、必要とされるセンターとしての機能の充実を図っていくことが大切である。

5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(第1章第2節第5の1 小・中5ページ)

障害の状態により特に必要がある場合	改訂のポイント・補足説明 【解説書① p225～】
1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、	「障害の状態により学習が困難な児童又は生徒について」と示していたのを、「 <u>児童又は生徒の障害の状態</u>

次に示すところによるものとする。

- (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
- (2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。
- (3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。
- (4) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- (5) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

により」と改めた。なお、この規定は、「障害の状態により特に必要がある場合」について示したものであり、重複障害者に限定した教育課程の取扱いではないことに留意する必要がある。

「取り扱わないことができる」とは、一部を履修させなくてもよいことを意味する。

「当該学年の前各学年」とは、例えば、小学部第5学年の児童の場合は、小学部第4学年以下の学年を指すものである。

中学部の生徒に対して、その実態に応じて小学部の各教科の指導を行うことができることを示している。しかしながら、いずれの場合も、教科の名称までを替えることはできないことに留意する必要がある。

中学部において外国語科を指導する際に、生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができることとした。なお、小学部の外国語活動を、中学部での外国語科として指導を行う際には、目標及び内容の一部を取り入れることができるが、全部を替えることはできないことに留意する必要がある。

小学部の児童又は中学部の生徒に対し、特に必要がある場合には、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。

(第1章第2節第5の2 小・中6ページ)

知的障害を併せ有する児童生徒

- 2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができるものとする。なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。また、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。
- 3 重複障害者のうち、障害の状態

改訂のポイント・補足説明 【解説書① p 228～】

- ① 各教科を替える場合
視覚障害者の教育を行う特別支援学校小学部・中学部の各教科を当該教科に相当する知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の各教科によって替えることができる。中学部においても、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部において示されている生活科の目標及び内容を導入することは可能である。しかしながら、教科の名称を替えることはできないことに留意する必要がある。
- ② 各教科の目標内容に関する事項の一部を替える場合
考え方は、①と同様であるが、教科の名称を替えることはできないことに留意しなければならない。
- ③ 小学部の外国語活動及び総合的な学習の時間、中学部の外国語科の取扱い
視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校小学部においては、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないこともできることとした。また、中学部においては、外国語科を設けないこともできることとした。
従前は、「学習が著しく困難な児童又は生徒については」と示していたが、「障害の状態により特に必要がある場合には」と改めた。また、小学部に外国語活動

により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

が導入されたことに伴い、自立活動を主として指導を行う場合には、各教科等と同様に外国語活動についても一部又は全部を替えることができることを明記した。道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。

6 第2 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校
(第2章第1節第1款の1(1)小・中7・12ページ)

配慮事項	改訂のポイント・補足説明 【解説書② p3～p6】
<p>(1) 児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。</p> <p>(2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。</p> <p>(3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。</p> <p>(4) 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、児童が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。</p> <p>(5) 児童が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。</p>	<p>視覚障害のある児童生徒への、<u>バーバリズム傾向</u>を避けるため、児童生徒の実態に応じて、事物・事象や動作と言葉とを対応させた指導を心掛けることが大切である。今回の改訂で「<u>児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して</u>」を新たに加えて示した。</p> <p>点字を常用して学習する児童生徒に対しては、点字の表記法を踏まえた系統的な指導が必要である。</p> <p>点字を常用して学習する児童生徒に対する漢字・漢語の指導は、文章を正しく理解し、表現するために重要であり、<u>適切に指導していくことが大切である。</u></p> <p>児童生徒の学習状況等によっては六点漢字、八点漢字など点字の漢字について指導することも考えられる。</p> <p>視覚障害のある児童生徒は、初めての内容を理解することには時間を要しても、一度理解してしまうと、その後の発展、応用の学習は、容易にできる場合が多いので、<u>基礎的・基本的理解を促す指導が重要である。</u></p> <p>盲児童生徒に対する指導において留意すべき点</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 視覚による情報を聴覚や触覚などでとらえることができるようにすること。 ② 聴覚の活用や視覚による観察の方法を身に付けることができるようにすること。 ③ 視覚的イメージを、どの程度もっているかを把握すること。 <p>空間や時間の概念を活用して、場の状況等を的確に把握できるよう十分配慮することが大切である。そのためには、系統的な地図指導や図形指導などによって、空間や時間の概念の形成を図ったり、自分を基準とした位置関係で周囲の状況を把握したり、時間的な見通しをもって行動できるように指導する必要がある。</p>

7 自立活動

(7章第2 小・中19ページ)

第2 内容	改訂のポイント・補足説明 【解説書② p193～p235】
	<p>自立活動の内容について「②具体的指導内容例と留意点」「③他の項目との関連例」等指導内容の</p>

<p>1 健康の保持 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。</p> <p>2 心理的な安定 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。</p> <p>3 人間関係の形成</p> <p>4 環境の把握 (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。</p>	<p>例が示されているので解説書を十分に参考にする こと。 「損傷」という用語を「<u>身体各部</u>」と改めた。</p> <p>状況の変化への対応」を「状況の<u>理解</u>と変化への対応」に改めた。従前の「2 心理的な安定」の区分に示されていた「対人関係の形成の基礎に関すること。」を含めて必要とされる項目を検討し、これらを区分「<u>3 人間関係の形成</u>」として整理した。</p> <p>障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、<u>個々の特性に適切に対応</u>できるよう新設した。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(第2章3(2) 幼4ページ) (第7章第3の2 小・中19ページ)

指導計画の作成と内容の取扱い	改訂のポイント・補足説明【解説書② p 236～p 256】
<p>(1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。</p> <p>(2) 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。</p> <p>(3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。 ア 成就感を味わうとともに自己を肯定的に イ 改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容 ウ 遅れている側面を補うことができるような指導内容 エ 自ら環境を整えたり、人に支援を求めたりすることができるような指導内容</p> <p>(4) 児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。</p>	<p>今回の改訂では、個別の指導計画の作成の手順について従前の「指導内容を設定する際の配慮事項」を含めて、「<u>幼児児童生徒の実態の把握</u>」、「<u>指導の目標（ねらい）の設定</u>」、「<u>具体的な指導内容の設定</u>」、「<u>評価</u>」という個別の指導計画に基づく指導の展開に従って配慮事項を示すよう改めた。個別の指導計画に基づく指導は、<u>計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）</u>の過程で進められなければならない。個別の指導計画に基づく指導においては、計画、実践、評価、改善のサイクルを確立し、適切な指導を進めていくことが極めて重要である。</p> <p><u>指導と評価は一体であると言われるように、評価は幼児児童生徒の学習評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもある。教師には、評価を通して指導の改善が求められる。</u></p> <p>教師には、評価を通して指導の改善が求められる。また評価は、幼児児童生徒にとっても、自らの学習状況や結果に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達を促す意義がある。自立活動の時間の課題についても、学習中あるいは、学習後において、幼児児童生徒の実態に応じて、自己評価を取り入れることが大切である。詳細については解説書② p 236～256を参照のこと。</p>

III Q & A

Q 1 専門医師等との連携協力があるが、視覚障害の場合、外部の専門者とはどのような人を指すのか。

A 1 たとえば眼科医師はもちろん、視能訓練士、歩行訓練士などがあげられる。また、重複障害児であれば理学療法士や作業療法士もそれにあたる。

Q 2 重複障害児の場合、総合的学習の時間も合わせて指導してよいのか。

A 2 合わせて指導するのではなく、自立活動に替えて主として指導する。

Q 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、外国語科を扱えないのか。

A 3 学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

Q 4 いわゆるあずかり保育について、保護者と相談の結果、行わなくともよいのか。

A 4 各学校や各教育委員会の判断によるものであり、行わなくともよい。

Q 5 総授業時数について、自立活動を行うと標準の総授業時数を超える。その場合、各教科の標準授業時数を減らす場合があってもよいのか。

A 5 総授業時数を下回ってはいけませんが、超えることについては規定はない。また、各教科等の標準授業時数については、各学校にて内容を精選し検討していただきたい。

Q 6 個別の指導計画について文部科学省での活用についての考え方はどうか。

A 6 文部科学省では個別の指導計画の様式や内容は示していない。今回、各教科についても作成を義務づけたが、その活用方法や記入方法については、各学校で創意工夫し、幼児児童生徒に有効に活用していただきたい。

Q 7 小学部で単一障害児学級で下学年の授業を行っていた場合でも、単一障害児として授業を行っていくことは可能か。

A 7 単一かどうかは発達検査などでしっかり見極める必要があるが、視覚障害のため学習が困難で下学年の内容を行っている場合は認められる。また、各学校の実態に応じた学級編成を行っていただきたい。

Q 8 算数と理科の補助教材が配布されると聞いているが、点字と拡大教材もあるのか。

A 8 ある。速やかに配布する予定である。配布は平成21年度に行う。ただし、外国語（英語）については平成22年度になる。

Q 9 デジタル教材の配布はあるのか。

A 9 デジタルデータは著作権の問題もあるので、現在検討中である。

Q 10 今回の学習指導要領の周知徹底について、視覚障害者の資料はあるのか。

A 10 今回の資料は文部科学省のホームページにある。点字の資料については検討する。